

# タックスアワード

2014年9月



**EY**

Building a better  
working world

## 要約

財務省より、2014年8月6日付の **Circular No. 103/2014/TT-BTC (Circular 103)** が発行され、**Circular No. 60/2012/TT-BTC** が差替えとなり、外国契約者税に関するガイダンスが提供されています。

**Circular 103** の重要な変更点は以下になります。

### 課税対象範囲の拡大

- ▶ 外国契約者が、ベトナムにて商品及びサービスの提供を行う場合
- ▶ 外国契約者が、ベトナム企業及び個人を通して契約の締結を行う場合
- ▶ 外国契約者が、ベトナムにて商品の輸入、輸出及び販売の権利を有する場合
- ▶ 外国契約者が、ベトナム国内にて商品の配送を行う場合

### 課税対象外範囲の拡大

- ▶ 外国契約者が、保税倉庫を使用する場合、国際物流に **ICD**（内陸倉庫）を使用する場合
- ▶ 外国契約者が、製品保証契約と共に商品を販売する場合（ただし、ベトナムにおいて他のサービスを提供する場合を除く。）

### 直接法

- ▶ ベトナムから外国へ国際貨物の輸送を共有している場合は、ベトナムにて **FCT** が課税されます。
- ▶ 石油掘削事業は **VAT10%** の対象となります。（以前は7%）
- ▶ 他の事業活動は **VAT 2%** の対象となります。（以前は3%）
- ▶ 契約内容の内訳の把握が可能な場合、原材料の取り扱いを行う建設業者に対する **FCT** の取り扱いが変更となります。

財務省より、2014年8月6日付の Circular No. 103/2014/TT-BTC (Circular 103) が発行され、Circular No. 60/2012/TT-BTC を差替えとなり、外国契約者がベトナムにおいてビジネスを行う場合又は収益を得る場合に対する納税義務についてのガイダンスが提供されています。

Circular 103 が 2014 年 10 月 1 日より発効となり、重要の変更点は以下の通りです。

### 課税対象の範囲

Circular 103 にて以下の通り、課税対象範囲が拡大しました。

- ▶ ベトナムにて商品の販売及びサービスの提供の一部もしくは全てを実施する外国企業（ベトナムにてこれら活動を行うために、ベトナムの会社に委託する場合も含む。）が、以下の条件に1つでも該当する場合：
  - ▶ 商品の所有権を保持し続けている場合。
  - ▶ 配送した商品及びサービスの品質に対する責任、配送費用、広告費用、マーケティング費用などを負担する場合。
  - ▶ 販売価格、サービス料金の決定権限を持つ場合。
- ▶ 外国契約者が、ベトナム企業もしくは個人を通して契約の締結を行う場合
- ▶ 外国契約者が、ベトナムにおいて商品の輸入、輸出及び配送の権利を有し、輸出もしくはベトナムの業者に販売する場合
- ▶ ベトナムの地域以内に引き渡す時点まで売り手が責任を負うというインコタームズの国際規則の条件に基づいて商品を配達する場合（以前はDDP, DAP, DATの条件のみに制限する）

### 課税対象外の範囲

Circular 103 にて以下の通り、課税対象外範囲が拡大されました。

- ▶ 外国契約者が、商品の国際輸送のサポートの場合、保管をする場合、商品の保管目的もしくは他の企業に加工を委託する目的の場合に保税倉庫もしくは IDC（内陸倉庫）を使用する場合。

- ▶ 外国契約者が、販売者としての責任及び義務として、保証条件契約を含む商品を販売する場合（国境における引渡条件及び他のサービスを含まないという条件を満たす必要があります。）

## 申告方式（旧規定による控除/申告方法）

- ▶ 現行の規定に加えて、Circular 103により、申告方式を適用するためには、外国契約者は税番を取得するために税務登録を行う必要があります。
- ▶ 外国契約者が、石油探査・調査・採掘の事業を行うために商品もしくはサービスを提供している場合、税番を取得するまで仕入 VAT の控除は認められません。税番が発行されるまでに外国契約者への支払が発生する場合、ベトナム企業は当該の VAT を源泉徴収する必要があります。

## 直接方式（旧規定によるみなし方式）

- ▶ みなし VAT 税率が公表されました。（以前は付加価値率のみが公表されていました。）
- ▶ ベトナムから外国への国際貨物の輸送を共有している場合の外国契約者の収益は、FCT の課税対象となります。
- ▶ 石油掘削事業は旧規定の 7% のみなし税率の代わりに、VAT 10% の対象となります。
- ▶ 材料及び機械の提供を含む建設プロジェクトの場合：契約の内訳金額が区別できる場合、別々の FCT の税率がそれぞれの活動に適用されます。（以前は契約金総額に VAT 3%、CIT 2% が適用されていました。）
- ▶ 他の事業活動は VAT 2% が適用されます。（以前は 3%）
- ▶ 短期国債の取引による収益の課税所得の計算方法のガイダンスが加えられました。
- ▶ 外国契約者が、ベトナム企業から補償を受けることにより課税所得が発生する（補償額が損失額を超える場合）場合、みなし方式もしくは実際の利益額にたいして標準の法人税率を用いて申告をする方式のどちらかを選択することが可能です。

上記の新しい外国契約者税の規定に準拠するために、貴社においてこれら変更点による影響についてご留意頂ければと思います。外国契約者税について、問い合わせがございましたら、ご連絡頂ければと思います。

## Contact

For more information on this Tax alert or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam, please contact:

### Hanoi Office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

### *Japanese Business Service*

**Yukihiko Sato** Manager  
yukihiko.sato@vn.ey.com

### *Korean Business Service*

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Christopher Butler** Partner  
christopher.butler@vn.ey.com

**Nhung Tran** Partner  
nhung.tran@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Director  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Thy Thi Anh Huynh** Director  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

### *Japanese Business Service*

**Takahisa Onose** Director  
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance  
| Tax | Transaction | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16000110

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)